

北区移動支援(個別支援型)の請求について

1 請求から支払いまでの流れ



- ① 毎月10日（10日が土日祝日の場合は翌日）までに請求書類をご提出ください。
 - ②⑤ 請求書類を審査します。
 - ③ 審査の結果、請求書類に不備等がありましたら、電話もしくはFAXにてご連絡します。
 - ④ 修正した請求書類をご提出ください。
 - ⑥ 請求書提出の翌月20日（20日が土日祝日の場合は前日）に指定口座へ振込みます。
- ※ ①及び④が遅れた場合、支払いが請求書提出の翌々月になることがありますので、予めご承知おきください。

2 個別支援型の請求について

- 単位表、請求書等の様式は、北区HPに掲載しています。
 - <https://www.city.kita.tokyo.jp/s-fukushi/kenko/shogai/sogo/jigyosha/ido.html>
 - ホーム > 健康・医療・福祉 > 障害のある方 > 手当・助成・サービス等 > 事業者の方へ > 移動支援事業者の皆様へ

- 時間帯に応じて報酬単価が設定されています。

種別	時間帯
早朝	午前6時から午前8時まで
日中	午前8時から午後6時まで
夜間	午後6時から午後10時まで
深夜	午後10時から午前6時まで

報酬単価は通院等介助に準拠しています。

- 提供時間は30分単位で構成されています。
- 最初の30分の算定は、20分以上のサービス提供が必要です。
- サービス開始から30分以降の算定は、15分以上は切り上げ、15分未満は切り捨てとなります。

例1 13:00～14:15 → 日中1.5時間

例2 13:00～14:40 → 日中1.5時間

例3 13:00～14:45 → 日中2.0時間

- 異なる時間帯（早朝、日中、夜間、深夜）を継続してサービスを行う場合で、継続する部分の時間数の算定が前後の時間数で15分ずつである場合は、前の時間帯として算定します。前の時間が15分に満たない場合は、後ろの時間帯で算定します。

例1 7:45～8:15 → 早朝0.5時間

例2 17:50～18:20 → 夜間0.5時間

- 1日に複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔があいていることとします。前後のサービスの間隔が2時間未満の場合は、前後の時間を合わせて一連のサービスとして算定します。（2時間ルール）

例1 1回目 9:00～10:00

2回目 11:30～12:30 → 日中2時間

例2 1回目 15:00～16:30

2回目 17:30～19:00 → 日中2時間、夜間1時間

- 移動支援における上限管理は不要です。
 - 事業所は利用者へ利用者負担額を請求してください。1人の受給者が複数の事業者を利用している場合、利用者している全ての事業所は利用者へ利用者負担額を請求してください。
 - 北区では、地域生活支援事業利用者の負担軽減を図るため、介護給付・訓練等給付、補装具、障害児通所給付と地域生活支援事業にかかる利用者負担額について、合算による利用者負担上限月額を設定し、上限月額を超えた金額について償還払いを行っています。
- 請求書等は、請求書、明細書、実績記録票、の順番に揃え、必ず利用者全員分の書類をまとめてご提出ください。
 - ※明細書、実績記録票は写しをご提出ください。原本は事業所にて管理ください。
- 請求書等はサービス提供の翌月10日までに、障害福祉課障害福祉係までご提出ください。他の障害サービスの請求書等と一緒に提出される場合は、付箋やクリップで分ける、別のクリアファイルに入れるなど、書類が混ざらないようにご提出をお願いします。
- 毎月、地域生活支援受給者証を確認のうえ、受給者番号・利用者負担上限額が正しいか、支給期間が有効か、支給量を超えていないか等を確認してください。
- 一人の受給者が複数の事業者を利用している場合において、それぞれの支給量合計が決定支給量を超えていないかをご確認ください。超過している場合は、事業者間で調整頂く必要があります。

3 問い合わせ・請求書等送付先

- 請求に関すること

障害福祉課障害福祉係 移動支援担当 TEL03-3908-9085

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

- その他（事業、支給決定等）に関すること

※受給者の住所により問合せ先が異なります。

王子地区…障害福祉課王子障害相談係 地区担当 TEL03-3908-1385

赤羽地区…障害福祉課赤羽障害相談係 地区担当 TEL03-3903-4161